

会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第27号

会計規則の一部を改正する規則

会計規則（平成4年岩手県規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 東京事務所等 岩手県知事部局行政組織規則第3章に規定する岩手県東京事務所、岩手県大阪事務所、<u>岩手県北海道事務所</u>、岩手県名古屋事務所及び岩手県福岡事務所をいう。</p> <p>(6)～(14) [略]</p> <p>(違約金)</p> <p>第117条 契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年<u>3.3パーセント</u>の割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 東京事務所等 岩手県知事部局行政組織規則第3章に規定する岩手県東京事務所、岩手県大阪事務所、岩手県名古屋事務所及び岩手県福岡事務所をいう。</p> <p>(6)～(14) [略]</p> <p>(違約金)</p> <p>第117条 契約担当者は、契約者が契約期間内に契約を履行しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年<u>3.1パーセント</u>の割合で計算した違約金を徴収することがある旨の約定をしなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。